

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 22 日現在

機関番号：34414

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530023

研究課題名(和文) インドにおける裁判外紛争処理制度の現状と課題

研究課題名(英文) Alternative Dispute Resolution System in India

研究代表者

浅野 宜之 (Asano, Noriyuki)

大阪大谷大学・人間社会学部・教授

研究者番号：50321097

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：インドにおける裁判外の紛争処理手続きについて、とくにロク・アダラトと呼ばれる制度に着目し、その現状を把握する作業を実施した。これは、日本とインドとの経済面をはじめとする交流が深化する中で、紛争処理手続きについての情報を蓄積する必要があると考えられたためである。

文献調査および聞き取り調査からは、交通事故にかかわる補償問題や保険にかかわる事案において、ロク・アダラトが活用されている例が多くあることが示され、迅速な紛争処理に一定の役割を果たしていることが明らかとなった。ただし、当該制度について実効性の問題など批判的な意見もみられ、今後も継続的に注視されるべき制度であることが示された。

研究成果の概要(英文)：This research taken up Alternative Dispute Resolution system in India is specially focusing on a system called "Lok Adalat" (People's Court). The reason for selecting this system as a theme is that cumulating information on dispute resolution system is important under the situation that economic exchange between India and Japan is vitalized.

Through research of documents and hearings, it can be pointed that Lok Adalat is used for motorvehicle accident, dispute relating to insurance, employment scheme, etc. This system is somehow functioned as a tools for quick resolution of disputes. However, it is also criticized on the point of effectiveness. Through the analysis, necessity to continuous check its function was pointed out.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学 外国法 アジア法 インド 司法制度

1. 研究開始当初の背景

インドにおいて訴訟の滞留が問題となっている。たとえばインド最高裁のウェブサイトに掲載された情報によれば、2010年9月末の時点で、最高裁に係属中の事案は約5万5千件あり、高等裁判所にいたっては2008年末の段階ではあるが、約380万件以上が係属中となっていた。そのため迅速な正義の実現が叫ばれる中、さまざまな制度が設けられている。たとえば、地域での紛争解決処理を目的にした村法廷(グラム・ナヤーヤラヤ)のように、20年以上前からその設置が求められていたものもあれば、まったく新しい制度として設けられたものもある。その新しい制度の一つがロク・アダラトと呼ばれているもので、交通事故の補償問題のほか、近年では雇用創出事業や労働にかかわる事例でも、これを活用することの重要性が取り上げられている。

上述の状況の中、日本とインドとの経済的側面での交流が進展していることから、インドにおける紛争解決処理制度についての研究の蓄積は、必要不可欠なものになると考えられた。

2. 研究の目的

ロク・アダラトは1987年法律サービス庁法にもとづき設置される紛争解決組織で、退職した裁判官や弁護士などがグループを構成し、紛争の解決に当たるとされる。当事者の和解や示談を勧めるというかたちで最低をくらすため、通常の訴訟とは異なる。管轄する内容は多岐にわたっており、銀行ローンの回収問題、交通事故による損害賠償、軽微な刑事事件、保険にかかわる問題、労働、あるいは雇用創出事業などが挙げられる。

研究代表者は、これまでインド農村部の地方自治法制について研究し、その中で地域コミュニティにおける紛争解決組織としての「司法パンチャーヤト」も取り上げて検討してきた。また、障害者の雇用などに関連して、裁判以外に設けられた不服申立て制度を通じて紛争を解決するシステムが活用されていることについても紹介してきた。これらの研究を進める中で、その他の裁判外紛争処理手続きについても、その重要性が語られていることが明らかとなったことから、それらの制度の一つである、ロク・アダラトを取り上げて検討するものである。

本研究の目的は、ロク・アダラトの制度的特徴と現状とを明らかにし、その課題を提示することにある。具体的には、下記のとおりである。

(1) ロク・アダラトの制度的特徴を明確にすること

ロク・アダラトは裁判外紛争処理手続きであるが、現職あるいは退職した裁判官や弁護士が関与するという点で、既存の司法制度と密接な関係をもつものである。こうしたロク・アダラトの特徴を法制面から明らかにす

る。なお、ロク・アダラトといってもグジャラート州北部の部族地域で行われていた紛争解決手続きのことをそのように呼ぶこともあるが、これは現行のものとは様相を異にするものといえることができる。しかし、インドの研究者の中には伝統的紛争解決手続きの延長線上に現行のロク・アダラトを位置づける見方をする者も多い。したがって、現行のロク・アダラトがいかなる点でインドの伝統文化と接合しているのかを、制度面での把握を通じて行いたい。

(2) ロク・アダラトの現状把握

日本のみならず、インドにおいても、ロク・アダラトに焦点を当てた研究は必ずしも多くない。それらの研究も、多くは制度的紹介に重点をおいたものとなっている。本研究では文献研究とともに聞き取り調査を行い、総合的にロク・アダラトを取り巻く状況や問題点を明らかにする。

3. 研究の方法

主要な研究方法は、文献研究とこれにもとづく聞き取り調査である。はじめに裁判外紛争処理手続きの一つである農村部などにおける地域的紛争処理手続きとして存在し、それが法制化された村法廷について検討したうえで、ロク・アダラトについて検討を行った。

まず、文献収集を実施した。ここでいう文献には、政府や司法機関が発行した、ロク・アダラトに関連する報告書や、関連法令のコンメンタールが挙げられる。政府報告書としては、法律委員会第114次報告書「村法廷にかかわる報告書」や法律委員会「裁判外紛争処理手続きを通じての紛争解決の促進について」などが公開されていた。これら資料を収集の上、検討を行った。また、ロク・アダラトに関連する法令として、交通事故にかかわる損害賠償、雇用創出事業、家族問題などに関係するものがあるため、これらに関係する書籍も収集した。

聞き取り調査は、現地の大学教員や法曹に対して実施した。

訪問した主な大学は、ジンダル大学法学部、バナラス・ヒンドゥー大学法学部、デリー大学法学部である。その他の機関としては、ウッタル・プラデーシュ州バナラス地方裁判所(民事部)、インド法律研究所、法律事務所などであった。

文献調査および聞き取り調査のうえ、他国および国内の研究者との意見交換を行った。国内では関西アジア法研究会、アジア法学会、比較法学会などで研究発表や意見交換を行った。また、関西大学マイノリティ研究センターの研究員となり、研究会に参加するなどした。海外では、国立シンガポール大学アジア法研究所の年次研究大会に出席し、意見を交換した。

4. 研究成果

(1) まず裁判外紛争処理手続きの一つとみられる村法廷について検討した。研究の目的において記述したように、インド司法における重大な問題の一つが訴訟の滞留であった。同時に、地域における司法へのアクセスの拡大もまた課題であった。2008年に制定された村法廷法は、その課題への対策として捉えられうるものである。

元来、地域における紛争解決手段としては、パンチャーヤトがある。パンチャーヤトは司法機能のみならず、村の統治全般にかかわる組織であるが、非公式的な仲裁を行う組織としての位置づけは重要なものであったとされる。

独立前後には多くの州でパンチャーヤト法が制定され、その規定には司法機能にかかわるものが盛り込まれる例がみられたが、行政と司法との分離を進める中で、そうした規定は徐々に姿を消しつつあった。

しかし、訴訟の滞留に対しての施策として地域における紛争解決組織の設置を求める意見がみられるようになり、1986年には法律委員会が「村法廷に関する報告書」を提出した。その後、2000年代には司法改革の一環として地域における紛争解決組織の整備が提言されるようになった。2006年には、司法省から村法廷法案が提出され、同時に2007年にはパンチャーヤト省の委託を受けて「司法パンチャーヤトに関する報告書」が提出された。しかし、結局2008年に村法廷法が制定され、これにもとづく村法廷が設置されることとなった。

村法廷は、第1級司法マジストレート（治安判事）に任命されるのと同等の資格を有する者が裁判長となり、構成される組織である。その管轄は刑事、民事のいずれにも及び、刑事では窃盗、盗品の收受や保管、住居不法侵入などのほか、市民権保護法、ドメスティック・バイオレンスからの保護法違反などが挙げられる。民事では財産の取得、取水、共有牧草地の管理、賃金支払い請求などが挙げられる。

審理はできる限り迅速に進められるべきことが定められており、刑事事件については審理最終後遅くとも15日以内に判決の言い渡しが必要とされなければならない。民事事件においても同様の規定が置かれているほか、提起から6か月以内に処理されなければならないことが定められている。言語に関しては、英語を除く州の公用語を用いることが定められている。なお、上訴については制限が設けられている。

これらの規定からは、村法廷が既存の司法制度に密着した制度として設けられたことが明らかとなった。

(2) 上記の村法廷の性格は、司法パンチャーヤトにかんする検討委員会において提示された、司法パンチャーヤトの特徴との比較からも明確になった。すなわち、同委員会が提案した司法パンチャーヤトは、インドに伝

統的に存在した地域における紛争解決処理手続きを組織化しようとしたもので、村法廷とは異なり選挙によって選出された5名のメンバーから構成されるとしている。管轄する範囲も異なり、たとえば刑事管轄権にしても領域内で発生した事案については広く管轄する方向性がみられる。村法廷と司法パンチャーヤトのいずれも、民事事件については調停前置主義的規定が設けられるなど、共通する点もみられるが、その性格付けは大きく異なっており、伝統的制度の延長線上に組織化しようとした司法パンチャーヤトと、これとは異なったかたちで制度設計をした村法廷との違いが明らかになったといえる。

(3) 上述の地域的紛争解決組織にかんする検討のうえで、ロク・アダラトについて検討した。

現行のロク・アダラトは、1987年法律サービス庁法にもとづいて設置されているものである。本研究では、同法とともに、西ベンガル州法律サービス庁規則を取り上げて検討した。

同法によれば、ロク・アダラトは、退職した司法職員ならびに州法律サービス庁などが定める者により構成されるとしている。

裁判権としては、同法は、当事者がロク・アダラトに係属させることに合意したり、裁判所がロク・アダラトに付託することが妥当であると認めたりしたときなどに、事案をロク・アダラトに係属させることができるとしている。当事者の一方のみの申立てでも、裁判所やロク・アダラトを設置する機関が認めれば、係属させられる。民事訴訟法の規定を見る限りでは、ロク・アダラトは他の裁判外紛争処理手続きと同様のものとみなされており、なかでも「司法」との関わりがあるものと位置付けられているといえる。

ロク・アダラトはできる限り迅速に和解または当事者間の解決に至るよう努めなければならないとされており、それらがかなわなかったことによりロク・アダラトが裁定を下さなかったときは、裁判所での解決を勧告し、審理を裁判所に差戻すことになる。

ロク・アダラトの裁定は、民事裁判所の命令と同等のものとみなされ、これは最終のものであって、抗告は認められない。このほか、ロク・アダラトには、証人喚問権限や、書類開示権限など民事裁判所と同等の権限が認められている。

特定の公共サービス、たとえば貨客輸送、水や電気の供給、医療サービス、保険などについては常設ロク・アダラトが設置されうる。紛争当事者は、訴訟手続きに入る前に、常設ロク・アダラトでの解決を求めることができる。調停に基づく合意に至らなかった場合、常設ロク・アダラトは裁定を下すことができる。その裁定が最終のものであり、民事裁判所の命令と同等のものとされるのは、ロク・アダラトの場合と同じである。

西ベンガル州法律サービス庁規則では、ロ

ク・アダラトの運営にかかわる詳細な規定を設けている。この中で注目されるのは、ロク・アダラトを構成するメンバーである。同規則は、高等裁判所の裁判官または元裁判官を必ず1名、そして残り2名は法律専門職、ソーシャルワーカー、ボランティア団体のメンバーなどから選ばれるものとしている。管轄権などについては、ほぼ法律サービス庁法にもとづいた規定となっている。

つづいて、規定を概観したうえで、統計資料などからロク・アダラトの現状について検討した。本研究では、アーンドラ・プラデーシュ州、グジャラート州、西ベンガル州、デリーを取り上げ、とくにアーンドラ・プラデーシュ州およびデリーについては、近年の資料を用いて詳細に検討した。

アーンドラ・プラデーシュ州では、2000年以降、解決事案はほぼ8万件から10万件の間で推移していた。そのうち軽微な刑事事件が多く、交通事故問題は予想ほどには多くなかった。

デリーは活発にロク・アダラトが活用されている地域であるが、資料によれば2009年には、交通事故関連のロク・アダラトが75回、常設ロク・アダラトが427回、その他のロク・アダラトが533回開催されている。処理件数も年間で2万件以上であり、そのうちの半分を交通関連刑事事件にかかわる「大規模交通関連ロク・アダラト」が占めている。デリーでは上述のアーンドラ・プラデーシュ州と異なり、刑事事件の他公共部門にかかわる常設ロク・アダラトおよび銀行債務の問題が大きな位置を占めていることに注目する。

数字の上では活発に動いているロク・アダラトであるが、聞き取り調査などからは、問題点も浮かび上がってきた。その問題点は一つに統計上の数字と実態との間にかい離があること、そしてロク・アダラトに關与する法曹の姿勢に問題があるとするものである。

現状と問題点とをふまえ、より一層の市民の参加を強化すべきとの意見を紹介し、今後のロク・アダラトの可能性についても考察した。

上記の考察については、下記の論文および学会発表のなかで言及し、総括した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

浅野宜之、インドにおける正義へのアクセスの拡大とロク・アダラト、関西大学マイノリティ研究センター最終報告書多元的世界における「他者」下巻、査読無、2013、pp.85-113

〔学会発表〕(計 3件)

インド文化と近代法、東洋大学国際哲学研

究センターシンポジウム、2014年1月11日、東洋大学

“State Policy” clauses in Asian Constitutions、Asian Constitutional Law Forum、2011年12月17日、香港大学

インド 2008年村法廷法の特徴 - とくに司法パンチャーヤトと比較して、比較法学会、2011年6月4日、法政大学

〔図書〕(計 1件)

差異と共同:「マイノリティ」といいう視角、孝忠延夫編著、関西大学出版部、2012、pp109-142

6. 研究組織

(1)研究代表者

浅野宜之 (ASANO, Noriyuki)

大阪大谷大学・人間社会学部・教授

研究者番号: 50321097